

R3年度改正箇所

### 制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

### 対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

### 対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの  
 ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む  
 ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

### 優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業  
 ※2 「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

### 事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

### 国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

### 国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

#### 長寿命化修繕計画

<p>〇〇市 橋梁 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】</p> <p>記載内容          ・老朽化対策方針          ・新技術活用方針          ・費用縮減方針          ・施設名・延長・判定区分          ・点検・修繕実施年度          ・修繕内容・対策費用 等</p>  <p>【橋梁】</p>	<p>〇〇市 トンネル 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】</p> <p>記載内容          ・老朽化対策方針          ・新技術活用方針          ・費用縮減方針          ・施設名・延長・判定区分          ・点検・修繕実施年度          ・修繕内容・対策費用 等</p>  <p>【トンネル】</p>	<p>〇〇市 道路附属物等 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】</p> <p>記載内容          ・老朽化対策方針          ・新技術活用方針          ・費用縮減方針          ・施設名・延長・判定区分          ・点検・修繕実施年度          ・修繕内容・対策費用 等</p>  <p>【道路附属物等】</p>
--	--	--

## 改正内容① 新技術等の活用の検討を補助要件化

- 要綱第4「事業要件」に以下を追加  
**事業の実施にあたっては、新技術等の活用の検討**を行い、費用の縮減や事業の効率化に取り組むこと。  
※ただし、R2年度末時点において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く

### 【修繕・更新・撤去事業】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、**従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討などを実施する、または実施していること。**

### 【点検】

費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において、**「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を実施する、または実施していること。**(発注後の業務計画において新技術等の活用の検討を行うことなどにより検討を実施すること。)

## 改正内容② 長寿命化修繕計画に記載すべき基礎項目を追加

- 要綱第5「長寿命化修繕計画の策定」に以下を追加  
計画全体の方針  
(1) **老朽化対策における基本方針** (2) **新技術等の活用方針** (3) **費用の縮減に関する具体的な方針**  
※(3)において、**橋梁や横断歩道橋**については、**集約化・撤去などを含め検討し記載**するものとする。  
個別構造物毎の事項  
・次回点検年度

以下を**参考に方針を定める**

### 【老朽化対策における基本方針】

長寿命化修繕計画の目的や対象施設、計画期間、個別施設の老朽化の状況(管理施設数、健全性の判定区分の割合、修繕等措置の着手状況等)、対策の優先順位の考え方や目標など、**今後の計画的な老朽化対策を実施する上で必要となる情報や考え方を整理し、計画期間における老朽化対策の基本的な方針を定めた内容**

### 【新技術等の活用方針】

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るための**新技術等の活用に関する考え方や取り組み、目標などを定めた内容**

### 【費用の縮減に関する具体的な方針】

・**今後の老朽化対策に必要な費用の縮減を図るための考え方や取り組み、目標などを定めた内容**

・**橋梁や横断歩道橋については、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化に応じた適正な配置のための集約化・撤去、機能縮小などによる費用の縮減に関する方針を定めた内容**

□ **背景・概要** 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

## 優先支援① 「新技術等の活用促進」

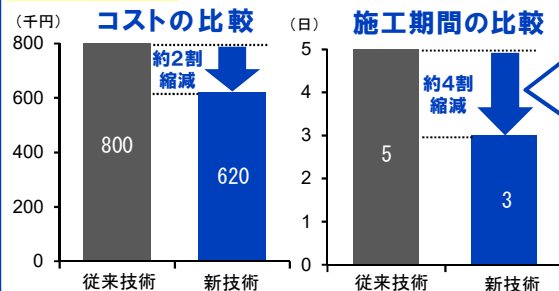
### 優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

<p><b>従来</b> 近接・野帳の記入が<b>必要</b></p> <p>ボートによる近接目視</p> 	<p><b>新技術</b> 近接・野帳の記入が<b>不要</b></p> <p>点検ロボットカメラによる写真撮影</p> 
--	--

※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

### 効果の試算



・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成  
 ・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係る**コストや施工期間の削減、安全性の向上が図られる**

溝橋10橋での試算

## 優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

### 優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用削減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

<p>〇〇市 <b>橋梁</b> 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】</p> <p>記載内容                  ・老朽化対策方針                  ・新技術活用方針                  ・費用削減方針                  ・施設名・延長・判定区分                  ・点検・修繕実施年度                  ・修繕内容・対策費用等</p>	<p>【集約化・撤去】                  (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち約半数程度について、施設の撤去や、複数施設の集約化などの検討を実施することを目標とする。</p>	<p>【新技術等の活用】                  (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋全てについて、新技術活用検討を行い、約〇割程度の橋梁で事業の効率化が見込まれる新技術を活用する。</p>	<p>【費用削減】                  (例) 令和〇年度までに、管理する〇橋のうち、〇橋については直営点検や新技術を活用した点検を実施することで、費用を約〇割削減する。</p>
--	---	---	--

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

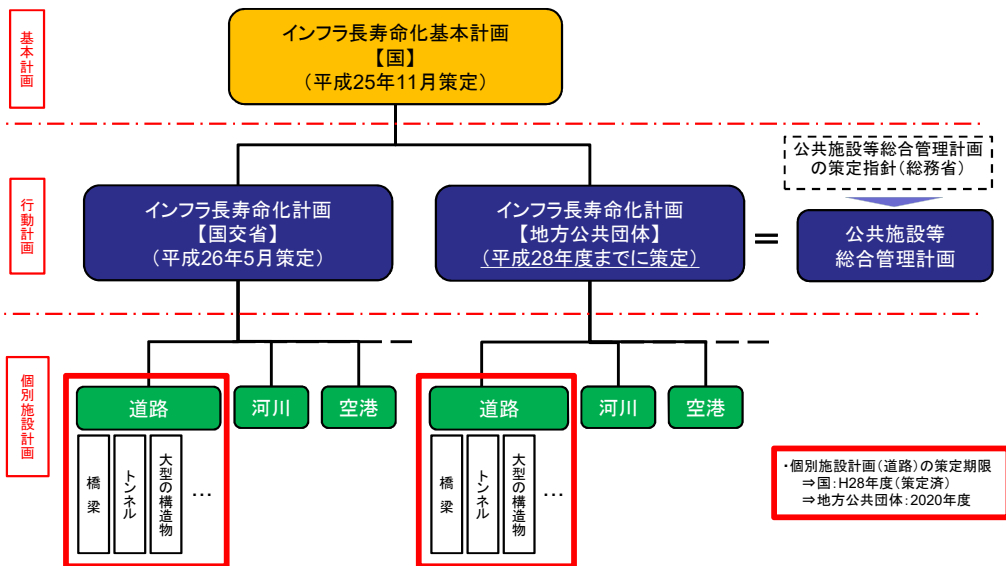
### 【記載事例】

集約化・撤去	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、 <b>令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。</b>
新技術等の活用	<b>令和7年度までに管理する4,222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。</b>
費用削減	1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、 <b>新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト削減を目指す。</b>

# 個別施設計画の策定

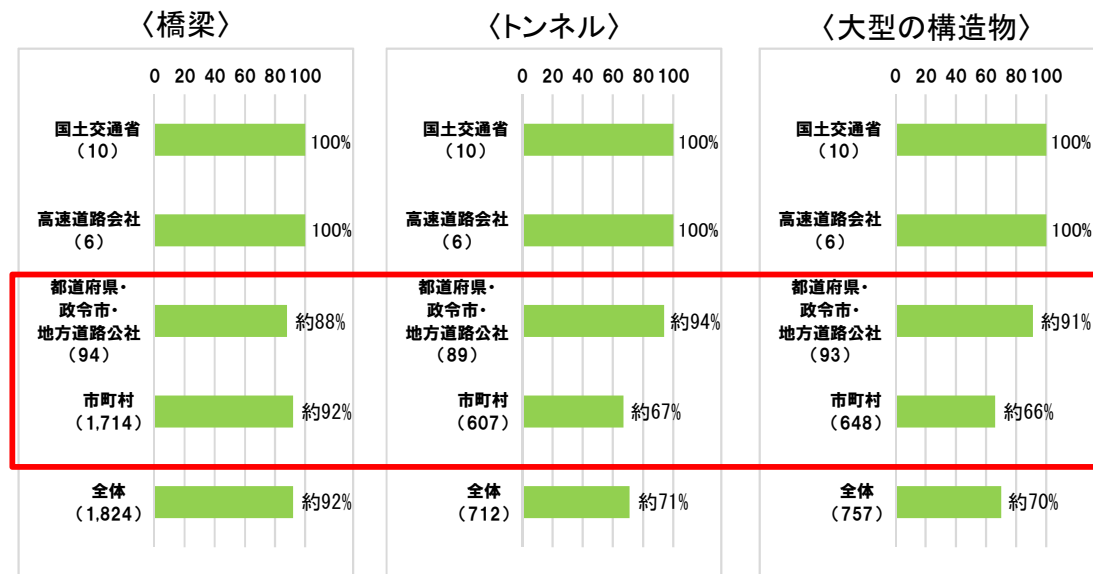
**全道路管理者は、定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画を策定**  
 (地方公共団体は2020年度までに策定予定)

## ■インフラ長寿命化計画の体系



## ■個別施設計画策定状況

(令和元年度末時点)



※市町村は特別区を含む  
 ※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出  
 ※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

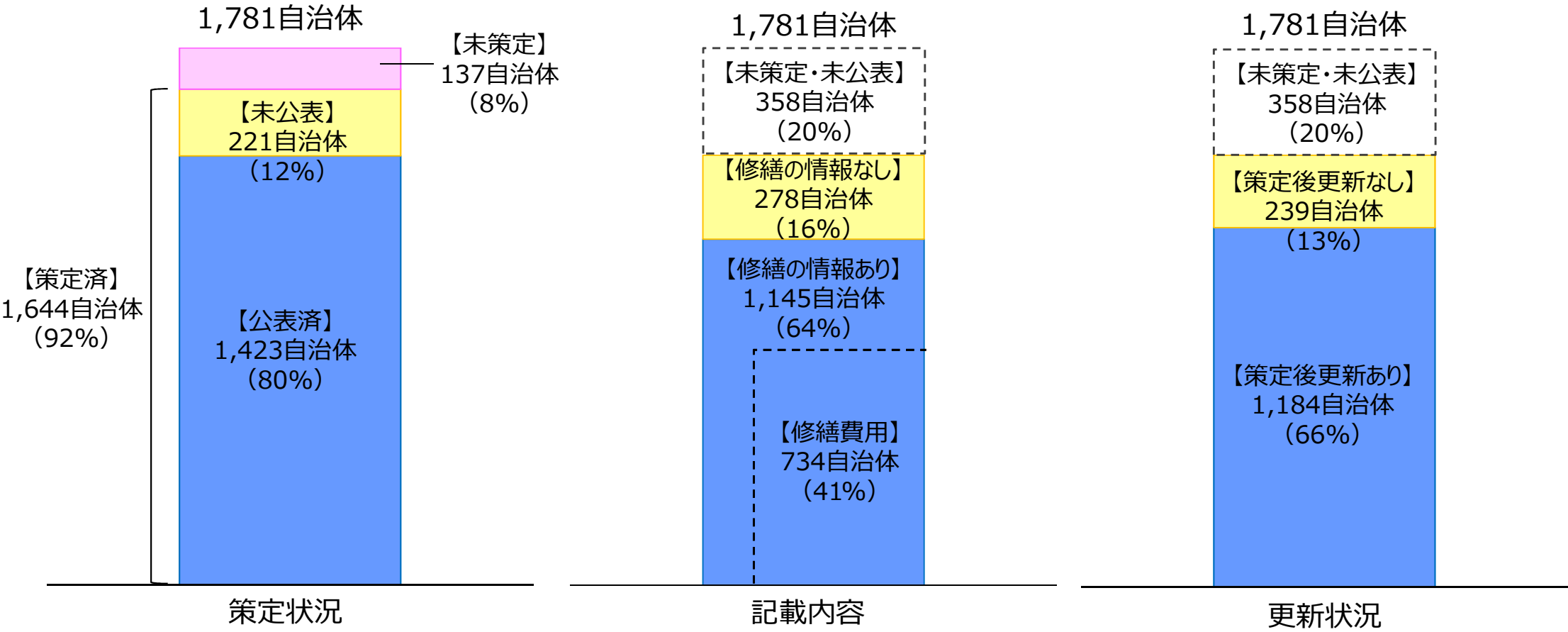
**市町村では、令和元年度末時点で橋梁で約9割、トンネル、大型の構造物はともに約6～7割の団体で策定済み**

**予防保全によるコスト縮減やメンテナンスの計画的な実施に関する地方公共団体の支援を引き続き実施**

# 【橋梁】個別施設計画の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定した地方公共団体は92%あり、公表までしている地方公共団体は80%。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は64%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は41%。
- また、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は66%。

【橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定、記載内容、更新の状況（地方公共団体）】



※令和2年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）



# 長寿命化修繕計画における短期的な数値目標の記載事例

都道府県名	自治体名	計画名	計画策定年月	短期的な数値目標の記載		
				集約化・撤去	新技術等の活用	費用縮減
				具体的な記載内容	具体的な記載内容	具体的な記載内容
神奈川県	横浜市	横浜市橋梁長寿命化修繕計画【個別施設計画】	令和3年3月	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1橋で集約化・撤去検討を実施します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてローブアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用を検討します。	令和5年度(2巡目点検期間)までに、1巡目点検においてローブアクセスにより点検実施した30橋について、新技術の活用により費用削減等が見込める橋梁にて新技術を活用した点検を実施し、点検費用を300万円縮減します。
広島県	広島県	広島県橋梁修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する4222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指す。	
広島県	広島県	広島県トンネル修繕方針	令和3年3月		令和7年度までに管理する174箇所のうち、約1割のトンネルで新技術の活用を目指す。	
広島県	海田町	海田町橋りょう長寿命化修繕計画	令和3年3月		令和6年度から令和7年度に実施する3巡目の定期点検において、すべての橋梁で新技術の活用を検討し、1割の橋梁で新技術を活用した点検の実施を目指します。	
広島県	三原市	三原市橋梁個別施設計画	令和3年3月			・予防保全型の維持管理に着手することで、60年間で、36%の修繕費用を縮減するために、令和5年度までに1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁の修繕を完了させることとします。 令和5年度までに新技術活用や直営点検を行うことで、費用を0.5億円縮減することとします。
広島県	大竹市	大竹市橋梁長寿命化修繕計画	令和3年3月			・2巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。特に1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁(管理橋梁の約2割)については、新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト縮減を目指す。
広島県	福山市	福山市道路維持修繕実施計画(橋梁)	令和3年4月	・令和3年度から修繕を行う橋梁はすべて集約・撤去・機能縮小を検討します。 【数値目標】 ・令和5年度までに迂回路が存在する橋梁と、交通量の少ない橋梁の計2橋を集約および撤去します。	<点検> ・令和3年度から外部委託点検を行うすべての橋梁で新技術活用を検討します。(ドローンによる近接目視のほか、点検を効率化できる技術など) 【数値目標】 ・令和3年度から令和5年度までに、外部委託点検を行う橋梁のうち、約5%の橋梁(19橋程度)で新技術を活用した点検を実施します。 <修繕> ・令和3年度から修繕を行うすべての橋梁で活用の検討を実施します。(新材料や新工法の採用) 【数値目標】 ・令和5年度までに、約50%の橋梁で新技術を活用した修繕を実施します。	<点検> 【数値目標】 ・橋長10m未満の橋梁について職員点検を実施することで、2サイクル目の点検の外部委託費用を8億円縮減します。
愛媛県	愛媛県	愛媛県橋梁個別施設計画	令和3年3月	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。	令和3年度に実施する点検業務では、画像計測技術や非破壊検査技術などの新技術活用の検討を行い、橋梁点検車や高所作業車では近接できない桁下部やハイビアン橋梁などにおいて、5橋程度の実施を目指します。	新技術を活用することで、従来点検と比べて10%程度の費用の縮減を図ります。

## 1.長寿命化修繕計画の取扱いについて

「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(以下、「補助要綱」)において、「道路メンテナンス事業は、各地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づき、各構造物に対して実施される点検、対策及び長寿命化修繕計画の策定及び更新事業」としています。

このことから、道路メンテナンス事業補助(以下「メンテ補助」)の交付申請にあたっては、長寿命化修繕計画が策定され、かつ、補助要綱第5長寿命化修繕計画の策定に定められた項目(以下「必要項目」)が記載されている必要があります。

については、長寿命化修繕計画の策定等の状況及び必要項目の記載状況について、以下のとおり確認し、確認結果について報告をお願いします。

## 2. 長寿命化修繕計画の確認者について

道路メンテナンス会議による確認者については以下のとおりとする。

交付申請者	確認者 (道路メンテナンス会議事務局)
都道府県・政令市	国道事務所(地方整備局)
市町村	都道府県

※詳細な内容については調整中